

決議案第3号

手数料・使用料改定後も誠意ある事務執行を求める決議案について

標記の決議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

平成28年12月13日

取手市議会議長

佐藤 清 殿

提出者 取手市議会議員 赤羽直一

〃 〃 齋藤久代

〃 〃 佐藤隆治

〔提案理由〕

本日、手数料、使用料の改定が議決された。議決後も利用者等の声を聞き、誠意ある事務の執行を求めるため決議するもの。

手数料・使用料改定後も誠意ある事務執行を求める決議案

平成28年度第4回定例会において、取手市の手数料・使用料の改定が議決された。

本来であれば、議案提出に当たり、提出前に利用者へ十分説明し、理解をしていただき提出すべきところ、説明が不十分で利用者の反発を招き、なおかつ、議会に説明するための議員全員協議会開催前に、既に決定されたと誤解されるパンフレットを作成して配布するなど、議会軽視といわれても仕方のないことである。

特に、公民館利用者に対しては、議会告示後の議会直前に説明会を実施。永山公民館の説明会は、議案提出後の定例議会初日11月29日であった。

今後、これらの議案を提出する際は、しっかりと関係者に説明し、理解をしていただく努力を求める。

また、このたびの手数料・使用料改定実施に当たっては利用者・使用者の声を聞き、改善すべきところは速やかに改善し、誠意ある事務の執行を求める。

以上、決議する。

平成28年 月 日

茨城県取手市議会